

# 京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金交付規程

制定 令和8年6月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく補助金の交付に関する事務を執行する京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金事務局（以下「執行団体」という。）が、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金交付要綱に基づく京都市からの補助金の範囲内において行う、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金（以下「間接補助金」という。）の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 間接補助金は、第3条に規定する者が第4条第1項に規定する設備（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する場合に、その経費の一部を補助することで、同設備の設置を促進し、京都市における温室効果ガス排出量の削減を促進するものである。

(交付対象者)

第3条 間接補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 京都市内の一戸建ての住宅に太陽光発電設備（発電出力が2.0kW以上のものに限る。）と同時に蓄電池又はV2H充放電設備を設置する者（PPA（エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再生可能エネルギー発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐づいた状態で調達し消費する契約形態。以下同じ）・リース等により導入した場合を含む）。ただし、執行団体が定める日以降に、補助対象設備の設置工事の請負契約を締結し、同契約に基づき工事着手した場合に限る。なお、同工事請負契約日が令和7年度内の場合は、補助対象事業の実施期間が長期に渡る場合のみ対象とする。
  - (2) 太陽光発電設備（発電出力が2.0kW以上のものに限る。）及び蓄電池又はV2H充放電設備が設置された京都市内の新築一戸建て建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）を購入する者。ただし、執行団体が定める日以降に、同住宅を購入した場合に限る。
  - (3) 京都市内の一戸建ての住宅に既存の太陽光発電設備の追加的設備として蓄電池又はV2H充放電設備を設置する者。ただし、執行団体が定める日以降に、補助対象設備の設置工事の請負契約を締結し、同契約に基づき工事着手した場合に限る。
- 2 前項の規定にかかわらず、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者は対象としない。

(補助金の額、補助対象設備の要件及び補助対象経費)

第4条 補助金の額、補助対象設備の要件及び補助対象経費は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、執行団体が指定する補助金等を得て、同一の補助対象設備を設置しようとする場合又は設置した場合は、本規程に基づく補助金の対象外とする。

(事前登録申込)

第5条 間接補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置に係る契約に基づく工事着工前、新築戸建て建売住宅の購入においては売買契約前の執行団体が定める受付期間内に、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金事前登録申込書（第1号様式。以下「事前登録申込書」という。）に別表第2に掲げる書類を添えて執行団体に提出することができる。ただし、受付期間にかかわらず、交付申請年度の申請総額が当該年度の予算の上限額に達した時点で、受付を終了するものとする。

2 執行団体は、事前登録申込書の提出を受け、事前登録を完了したときは、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金補助金事前登録完了通知書（第2号様式）により、通知する。

3 執行団体は、第2項に規定する通知をもって、事前登録申込のあった事業に係る補助金額を当該年度の予算の範囲内で確保する。

4 第2項に規定する通知を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金登録内容変更・取下げ書（第3号様式。以下「登録内容変更・取下書」という。）のほか登録申請内容の変更・廃止に係る書類を添えて速やかに執行団体に提出しなければならない。

(1) 交付申請予定額が増額又は減額となる場合

(2) 交付申請予定の補助対象設備の種類もしくは件数を増やす場合

(3) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合

(交付の申請)

第6条 間接補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置に係る契約に基づく工事完了及び代金支払完了後、新築戸建て建売住宅の購入においては代金支払完了及び引渡し後の執行団体が定める期間内に、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金交付申請書（第4号様式。以下「交付申請書」という。）に別表第3に掲げる書類を添えて、執行団体に提出（原則、電子情報処理組織を使用する方法による提出に限る。以下同じ。）しなければならない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、交付申請書を提出した時点の補助金予算残額（予算の上限額から、既に交付申請のあった補助対象事業に係る交付申請額等の合計額を減じた額をいう。以下同じ。）を超えないものとする。

なお、複数の交付申請書が同時に提出された場合で、それらの交付申請額の合計がその時点での補助金予算残額を超える場合は、補助金予算残額に交付申請額の比率（各交付申請額をそれらの交付申請額の合計で除した率）を乗じて得た額を超えないものとする。

る。

#### (交付の決定)

第8条 執行団体は、交付申請書の提出を受けたときは、書類が揃ったことを確認できたものから順に、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査その他の方法により、補助対象事業の目的及び内容が適正であるか否かを調査したうえで、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 執行団体は、前項の調査により、補助金を交付することが不適當であると認めるときは、補助金の不交付を決定するものとする。

3 執行団体は、速やかに、第1項又は第2項の決定をするものとする。

4 執行団体は、補助金の交付を決定したときは、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金交付決定通知書（第5号様式）により、補助金の交付予定額を申請者に通知（以下「交付決定通知」という。）する。

5 執行団体は、補助金の不交付を決定したときは、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金不交付決定通知書（第6号様式）により、不交付としたこと及びその理由を申請者に通知する。

#### (事業開始の承認申請)

第9条 令和8年度に、建築物の新增築工事と補助対象設備の設置工事を一体で契約する場合において、補助対象事業が長期かつ複数年度（2箇年）にわたり実施される場合で翌年度に交付申請を予定するときは、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金事業開始承認申請書（第7号様式。以下「事業開始承認申請書」という。）に別表第4に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

2 事業開始承認申請書及びその添付書類は、令和8年度の執行団体が定める受付期間内に提出しなければならない。

3 執行団体は、事業開始承認申請書の提出を受け、事業開始について承認することを決定したときは、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金事業開始承認通知書（第8号様式）により、事業開始の承認について、申請者に通知する。

4 執行団体は、事業開始承認申請書の提出を受け、事業開始について承認しないことを決定したときは、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金事業開始不承認通知書（第9号様式）により、事業開始の不承認及びその理由について、申請者に通知する。

5 間接補助金の交付を受けようとする者は、第3項の規定による事業開始承認通知の後に、補助対象事業に着手しなければならない。

6 事業開始承認通知を受けた者が、通知を受けた翌年度中に交付申請を行わない場合は、対象事業を廃止したものとみなす。

#### (申請内容の変更・廃止の申請)

第10条 交付決定通知を受けた者（以下「交付決定対象者」という。）は、交付予定額の増減を伴う申請内容の変更を行おうとするときは、京都市住宅の自家消費型太陽光発

電設備等設置補助金変更承認申請書（第10号様式。以下「変更承認申請書」という。）のほか次の各号に掲げる書類を添えて速やかに執行団体に提出し、あらかじめ執行団体の承認を受けなければならない。

- (1) 申請内容の変更に係る資料
- (2) その他執行団体が必要と認める資料

2 執行団体は、申請内容の変更について承認すること又は承認しないことを決定したときは、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金変更承認（不承認）通知書（第11号又は12号様式）により、交付決定対象者に通知する。

3 交付決定通知を受けた者（以下「交付決定対象者」という。）は、交付予定額の増減を伴う申請内容の廃止を行おうとするときは、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金廃止承認申請書（第13号様式。以下「廃止承認申請書」という。）のほか次の各号に掲げる書類を添えて速やかに執行団体に提出し、あらかじめ執行団体の承認を受けなければならない。

- (1) 申請内容の廃止に係る資料
- (2) その他執行団体が必要と認める資料

4 執行団体は、申請内容の廃止について承認することを決定したときは、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金廃止承認通知書（第14号様式）により、廃止の承認を交付決定対象者に通知する。

5 執行団体は、第1項及び第3項の規定により、申請内容を変更、又は廃止した場合は、間接補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又は変更することができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 執行団体は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業を既に執行した場合におけるその執行に係る部分については、この限りではない。

2 執行団体が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 交付決定対象者が補助対象事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助対象事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助対象事業を遂行することができない場合（交付決定対象者の責任に帰すべき事情による場合を除く。）

3 執行団体は、第1項の規定による決定の取消し等をしたときは、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金交付決定取消・変更通知書（第15号様式。以下「取消・変更通知書」という。）により、交付決定対象者に通知する。

（補助金の請求及び支払い）

第12条 交付決定対象者は、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金交付

請求書（第16号様式。以下「請求書」という。）により、補助金の交付を請求するものとする。

2 執行団体は、前項の規定による請求があったときは、原則、請求日から起算して30日以内に間接補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第13条 執行団体又は京都市（以下「執行団体等」という。）は、交付決定対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 交付決定対象者が本規程、交付決定の内容又はこれを附した条件に違反したとき
- (2) 交付決定対象者が第3条に規定する補助対象者又は第4条に規定する補助対象事業の要件を欠くに至ったとき
- (3) 交付決定対象者が交付申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為があったとき
- (4) 交付決定対象者が破産、民事再生、会社整理、特別清算又は会社更生等の申立ての事実が生じたとき
- (5) 執行団体が第8条による事業の廃止に係る変更・廃止承認申請書を受理したとき
- (6) 執行団体等が法令違反など社会通念上不適切な行為と認めたとき
- (7) 執行団体等が被災等により補助対象事業の遂行ができないと認めたとき

2 前項の規定による決定の取消し等をしたときは、取消・変更通知書により、交付決定対象者に通知する。

（補助金の返還）

第14条 前条の規定により補助金の交付の決定の取消し等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（手続の委任）

第15条 申請者は、事前登録申込書、登録内容変更・取下書、交付申請書、事業開始承認申請書、変更承認申請書、廃止承認申請書の作成及び提出を委任することができる。

（財産の管理等）

第16条 間接補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、管理するための台帳を備え、執行団体の定める期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければならない。

2 前項に規定する執行団体の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号、以下「省令」という。）で定める期間（以下「法定耐用年数」という。）とする。

（財産処分の制限）

第17条 間接補助金の交付を受けて設置した取得財産（取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産に限る。）は、執行団体等の承認を受けないうで、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し（廃棄を含む。）てはならない。ただし、前条第2項に規定する執行団体の定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 間接補助金の交付を受けた者は、前項に規定する期間内において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金に係る取得財産処分承認申請書（第17号様式）を執行団体に提出し、その承認を受けなければならない。また、その他の財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）の例によるものとする。

3 執行団体は、前項の規定による申請を承認することを決定したときは、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金に係る財産処分承認決定通知書（第18号様式）により、次条に規定する補助金返還額を通知する。ただし、執行団体等が自然災害等の状況等を勘案して認める場合は、補助金の返還を求めないものとする。

4 財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、前項に定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

#### （補助金返還額）

第18条 補助金返還額は、補助対象経費に次項に規定する減価償却費を減じて得た額に、補助金交付額が補助対象経費に占める割合を乗じて得た額とする。

2 減価償却費は、補助対象経費に省令別表第8に規定する定額法の償却率及び次項に規定する償却年数を乗じて得た額とする。

3 償却年数は、設置日から財産処分実施日までに経過した月数を12で除して算定（少数点以下3位を切り捨てる。）した数とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

#### （間接補助金の経理等）

第19条 間接補助金の交付を受けた者は、補助対象経費について、他の経理と明確に区分して帳簿及び証拠書類を整備し、その収支を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助金の交付を受けた者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### （状況報告、検査等）

第20条 執行団体等は、必要があると認めるときは、間接補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付に関し、次の各号に掲げる事項について、報告を求め、検査し又は指示することがある。その場合、間接補助金の交付を受けた者は、遅滞なく対応しなければ

ばならない。

- (1) 補助対象事業の遂行状況や経理状況
- (2) 補助対象事業の設備設置写真等
- (3) その他執行団体等が必要と認める事項

(補則)

第21条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、執行団体が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 補助金の額

補助対象設備	補助率等
次の補助対象設備を同時に設置する場合 (1) 太陽光発電設備 (2) 蓄電池又はV2H充放電設備※1	【太陽光発電設備】 7万円/kW 【蓄電池】 5万円/kWh ただし、補助対象経費の3分の1を上限とする。
次の補助対象設備を同時に設置する場合 (1) 太陽光発電設備 (2) 蓄電池又はV2H充放電設備※1 (3) 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム※2	【V2H充放電設備】 10万円/件 【高効率給湯機器】 補助対象経費の2分の1 ただし、30万円を上限とする。 【コージェネレーションシステム】 補助対象設備の2分の1 ただし、80万円を上限とする。
既存の太陽光発電設備の追加的設備として、蓄電池又はV2H充放電設備を設置する場合※1	10万円/件

※1 蓄電池とV2H充放電設備の両方を設置した場合の補助対象設備（補助額）は、いずれかとする。

※2 高効率給湯機器とコージェネレーションシステムの両方を設置した場合の補助対象設備（補助額）は、いずれかとする。

2 補助対象設備の要件

(1) 共通

ア エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。

イ 各種法令等に遵守した設備であること。

ウ 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、対象外とする。

エ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

オ 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 太陽光発電設備（自家消費型）

補助要件	<ul style="list-style-type: none"><li>a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</li><li>b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</li><li>c 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</li><li>d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の (a) ～ (l) をすべて遵守していることを確認すること。<ul style="list-style-type: none"><li>(a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</li><li>(b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</li><li>(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。</li><li>(d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</li><li>(e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</li><li>(f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</li><li>(g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</li><li>(h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</li><li>(i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</li><li>(j) 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</li><li>(k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行</li></ul></li></ul>
------	---

	<p>い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>(1) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。</p> <p>e PPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）を交付申請者とした上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が京都府内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の4/5とすることができる。）。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>f リース契約の場合、リース事業者（需要家に対してリースにより電気を供給する事業者。以下同じ。）を交付申請者とした上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>g 次の(a)～(b)のいずれかを満たすこと。</p> <p>(a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。</p> <p>(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p> <p>h 建材一体型太陽光発電設備を導入する場合、次の①又は②に適合すること。</p> <p>① 屋外に設置する太陽光発電設備については、「建築基準法施行令」第83条から第88条までを遵守し、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」第4条に定めるところにより、風圧力、自重、積雪並びに地震その他の振動及び衝撃に対して、耐え得る構造であること。</p> <p>② 屋内に設置する後付け太陽光発電設備については、「建築基準法施行令」第88条を遵守し、「JASS14（カーテンウォール工事）」2.5.1_慣性力に対する安全性能及び「JIS C61730-2：2020」太陽電池モジュールの安全適格性確認に定めるところにより地震その他の振動、衝撃及び電気的安全性に対して、耐え得る構造であること。加えて既存窓ガラスの熱割れ防止のため「JASS17（ガラス工事）」1.2.3.7_熱割れ防止性能を有すること。</p>
--	---

(3) 蓄電池

補助要件	a 2(2)の付帯設備であること又は既存の太陽光発電設備の追加的設備として設置されること。
------	---

- b 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- d 家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。
- e PPAの場合、PPA事業者を交付申請者とした上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が京都府内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の4/5とすることができる。）。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- f リース契約の場合、リース事業者を交付申請者とした上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

**【家庭用蓄電池（20kWh以下）：g～lの全てを満たすこと】**

- g 蓄電池パッケージ
  - (a) 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。
    - ※ 初期実効容量は、JIS C 4413規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。
    - ※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。
- h 性能表示基準
  - 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。
    - (a) 初期実効容量
      - 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会「日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）
    - (b) 定格出力
      - 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

- ① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。
- ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

i 蓄電池部安全基準

- (a) JIS C8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

j 蓄電システム部安全基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- (a) JIS C4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C4412 適用の猶予期間中は、JIS C4412-1 若しくは JIS C4412-2※の規格も可とする。

※ 「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

k 震災対策基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- (a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関 (NCB) であること。

1 保証期間

(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

(4) 高効率給湯器・コージェネレーションシステム

補助要件	<p>a 2(2)及び(3)又は(5)の付帯設備であること。</p> <p>b 設置される高効率給湯機器について、従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであること。</p> <p>c 設置される高効率給湯機器について、インターネットに接続可能な機種で、翌日の天気予報や日射量予報に連動することで、昼間の時間帯に沸き上げをシフトする機能を有するものであること、または、おひさまエコキュートであること。</p> <p>d 設置されるコージェネレーションシステムについて、都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。</p> <p>e 設置されるコージェネレーションシステムについて、気象情報と連動することで、停電が予想される場合に稼働を停止しない機能を有するものであること。</p>
------	---

(5) V2H 充放電設備

補助要件	<p>a 2(2)の付帯設備であること又は既存の太陽光発電設備の追加的設備として設置されること。</p> <p>b 太陽光発電システムが発電する電力を電気自動車等に充放電することができるもの</p> <p>c V2H充放電設備の型式が、経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象V2H充放電設備一覧表に掲載されているもの</p>
------	--

3 補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)

			<p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）</p>
	（間接工事費）	共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		付帯工事費	<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。</p>
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>

別表第2（第5条関係）

補助対象設備	事前登録申込に係る添付書類
補助対象設備 共通	<p>(1) 本人確認書類（申請者が個人の場合は、住民票の写し又はこれに代わるもの、民間事業者の場合は、現在事項又は履歴事項証明書の写し若しくはこれに代わるもの。いずれも発行日から3か月以内のもの）</p> <p>(2) 設置場所の建物の登記事項証明書の写し又はこれに代わるもの（建物の登記日がわかるもの）。ただし、未登記である場合はその旨が分かるもの。</p> <p>(3) 誓約書兼チェックリスト</p> <p>(4) 補助対象設備にかかる見積書</p> <p>(5) 補助対象設備の仕様書又はカタログ</p> <p>(6) その他執行団体が必要と認める資料</p>
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭用蓄電池の場合、蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録されていることが分かる書類</li> </ul>
高効率給湯機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省CO2効果計算表</li> </ul>

別表第3（第6条関係）

補助対象設備	交付の申請に係る添付書類
補助対象設備 共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本人確認書類（申請者が個人の場合は、住民票の写し又はこれに代わるもの、民間事業者の場合は、現在事項又は履歴事項証明書の写し若しくはこれに代わるもの。いずれも発行日から3か月以内のもの。）</li> <li>(2) 契約書等（補助対象設備の設置に係る工事請負契約書、新築戸建て建売住宅の購入においては売買契約書又はこれに代わるもの。契約額や契約締結日が分かるもの）の写し</li> <li>(3) 補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の付近見取図（設置場所又は建築場所が容易に特定できること）</li> <li>(4) 設置場所の建物の登記事項証明書の写し又はこれに代わるもの（建物の登記日がわかるもの）。ただし、未登記である場合はその旨が分かるもの。</li> <li>(5) 誓約書兼チェックリスト</li> <li>(6) 補助対象経費の支払いを証する書類（領収書等）の写し</li> <li>(7) 補助対象設備の設置費用とその内訳が分かるもの</li> <li>(8) 補助対象設備の仕様書又はカタログ</li> <li>(9) 補助対象設備の保証書、納品書又は出荷証明書等</li> <li>(10) 補助対象設備の設置写真（太陽光発電設備の場合、モジュールだけでなくパワーコンディショナーの写真も添付すること）</li> <li>(11) その他執行団体が必要と認める資料</li> </ol>
太陽光発電設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気事業者との電力受給契約（非FIT又は非FIP）の内容が確認できる書類</li> <li>(2) 発電電力消費計画書</li> <li>(3) PPA又はリースの場合、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類及びサービス料金又はリース料金から補助金額相当分又はその一部が控除されることがわかる書類</li> </ol>
蓄電池	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭用蓄電池の場合、蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録されていることが分かる書類</li> <li>(2) PPA又はリースの場合、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類及びサービス料金又はリース料金から補助金額相当分又はその一部が控除されることがわかる書類</li> </ol>
高効率給湯機器	省CO2効果計算表

別表第4（第9条関係）

補助対象設備	事業開始の承認申請に係る添付書類
補助対象設備 共通	<p>(1) 本人確認書類（申請者が個人の場合は、住民票の写し又はこれに代わるもの、民間事業者の場合は、現在事項又は履歴事項証明書の写し若しくはこれに代わるもの。いずれも発行日から3か月以内のもの）</p> <p>(2) 建築物の新增築工事と補助対象設備の設置工事を一体で契約することが分かる資料</p> <p>(3) 補助対象設備の事業予定期間が分かる資料</p> <p>(4) 誓約書兼チェックリスト</p> <p>(5) 補助対象設備にかかる見積書</p> <p>(6) 補助対象設備の仕様書又はカタログ</p> <p>(7) その他執行団体が必要と認める資料</p>
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭用蓄電池の場合、蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録されていることが分かる書類</li> </ul>
高効率給湯機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省CO<sub>2</sub>効果計算表</li> </ul>